

河内町告示第 35 号

平成 27 年第 3 回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 8 月 18 日

河内町長 雑 賀 正 光

1. 期 日 平成 27 年 9 月 3 日

2. 場 所 河内町議会議場

平成27年第3回（9月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	9月3日	木	午前10時	本 会 議	開会 議員派遣の報告 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第4号 質疑 議案第1号～議案第8号 議案説明 認定第1号及び認定第2号 概要説明 人権擁護委員の推薦について 請願第1号 常任委員会付託 散会 本会議終了後 決算審査特別委員会
2	9月4日	金	午前9時	委 員 会	決算審査特別委員会
3	9月5日	土		休 会	議案調査
4	9月6日	日		休 会	議案調査
5	9月7日	月	午前9時30分	委 員 会	常任委員会
6	9月8日	火		休 会	議案調査
7	9月9日	水		休 会	議案調査
8	9月10日	木	午前10時	本 会 議	開議 議員派遣の件 一般質問 議案第1号～議案第8号 質疑・討論・採決 決算審査特別委員長報告 認定第1号及び認定第2号 採決 委員会提出議案 質疑・討論・採決 付託案件に対する常任委員長報告 請願第1号 質疑・討論・採決 閉会

平成27年第3回
河内町議会定例会会議録 第1号

平成27年9月3日 午前10時00分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	篠田	英一君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	牧山	龍雄君	9番	福智	正之君
10番	廣瀬	裕君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	吉田	茂久君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	椿	法男君
経済課	長	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	林	博行君
福祉課	長	大槻	正己君
出納室	長	石山	和雄君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

1. 会議録署名議員

- 1 番 雑 賀 茂 君
3 番 服 部 隆 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成27年9月3日（木曜日）

午前10時00分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 議員派遣の報告
- 日程4. 報告第1号 平成26年度河内町一般会計継続費精算報告について
報告第2号 平成26年度河内町健全化判断比率の報告について
報告第3号 平成26年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について
報告第4号 平成26年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について
- 日程5. 議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例
議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例
議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例
議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）
議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程6. 認定第1号
- (1) 平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
 - (2) 平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - (3) 平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - (4) 平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - (5) 平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - (6) 平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号

平成26年度河内町水道事業会計決算の認定

日程 7. 人権擁護委員の推薦について

日程 8. 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願について

1. 本日の会議に付した事件

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の件について

日程 3. 議員派遣の報告

日程 4. 報告第 1 号

報告第 2 号

報告第 3 号

報告第 4 号

日程 5. 議案第 1 号

議案第 2 号

議案第 3 号

議案第 4 号

議案第 5 号

議案第 6 号

議案第 7 号

議案第 8 号

日程 6. 認定第 1 号

(1) 平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

(2) 平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

(3) 平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

(4) 平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

(5) 平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

(6) 平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 2 号

平成26年度河内町水道事業会計決算の認定

日程 7. 人権擁護委員の推薦について

日程 8. 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願について

午前 10 時 00 分開会

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまより平成27年第 3 回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（篠田英一君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） それでは、

1番 雑賀 茂君

3番 服部 隆君

両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日9月3日から9月10日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日9月3日から9月10日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程3、議員派遣の報告でございます。

去る7月16日から18日まで、長野県小川村並びに小布施町の行政視察が実施され、10名の議員が参加しました。

ここで、代表しまして牧山龍雄君に報告をお願いします。

牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） それでは、河内町議会議員行政視察報告をいたします。

平成27年7月16日から18日の3日間の日程で、河内町議会は長野県小川村にある小川の庄並びに小布施町の行政視察を行いました。篠田議長を初め議員10名と事務局、総勢11名で活性化対策として進められている特色ある取り組み事例を視察研修してまいりました。

小川村は、長野県の北部、長野市と白馬村のほぼ中間に位置し、村内各所から雄大な北アルプス連峰を眺めることができ、四季の変化に富んだ自然環境に恵まれた農山村であります。しかし、時代とともに職を求めて転出する若者が増加して、人口は急激に減少し、

昭和30年代9,200人余りだった人口も3,000人に落ち込み、高齢化率は40%を超え県内でも高齢化が進んでいる地域となりました。

昭和60年代に入ると高齢化と過疎化の進展、また一方で、都市化していく生活感覚と地域課題など、かつて経験したことのない状況を迎えました。この危機に挑戦しようとして決意し合った青年たちが「小川の庄」を立ち上げました。おやきは米の消費を抑えた山間地の主食で、これを商品化することで「地域農産物の付加価値づくりと女性や高齢者の働く場所ができる。」と、かつての青年たちは夢を描いたそうです。

「小川の庄」は、昭和61年に信州西山農協が「ふるさと田舎事業」の指定を受け、その一環として漬物生産を引き受けることから始まり、30周年を迎えようとしています。説明をしてくれた監査役の方が成功した理由を幾つか挙げられて、「地元でできる農産物をみんなが工夫して磨いたこと。」、「高齢者が生きがいを持って活躍できる場所をつくれたこと。」、「青年たちが団結し勇気を持って立ち上がったこと。」、「販路拡大に向けて地道な努力を根気よく続けたこと。」、「情熱を持って先導してくれたリーダーがいたこと。」と熱っぽく語られておりました。小川の庄は、自社内や契約農家による農作物生産の「第1次産業」から、おやき、漬物、みそ、惣菜などの加工を行う「第2次産業」、そして、それらの製品を直営店舗や全国で、さらに、海外で販売展開を行うまでの果敢な挑戦を続けています。

2日目は、小布施町の小布施まちづくり委員会の視察を行いました。人口約1万1,000人、世帯数3,700ほどの町で、古くから栗の産地として名をはせ、リンゴ、ブドウ、桃等の果樹の栽培が盛んな町です。

小布施まちづくり委員会は、「住民の声が行政や議会に届きにくい」、「行政、議会の情報が住民にうまく伝わらない」といった声に対し、これらの課題を解決する協働の仕組みの一つとして、平成20年に発足しました。町民同士、あるいは町民・議会・行政が交流と対話を深めて信頼関係を築き、合意形成と課題解決を図るための誰にでも開かれた組織です。例えば、「地域の安全・防災対策」、「家庭でできる生ごみの減量化」、「子育て」などの身近な課題から、「公共施設の有効活用」、「自然エネルギーの利用」といった専門的なものまで、その時々課題をみんなで話し合い、行政に提案しています。また、行政から意見を求められたときも、みんなで話し合い意見を集約するなど、実現可能な提言とその実践に向けて取り組んでいます。

この委員会は、まちづくりに参画しようとする16歳以上の人なら誰でも委員になれ、現在70名ほどの人たちがテーマごとの部会をつくり、ワークショップや学習会などを通じて、楽しみながらまちづくりを考えているとのことでした。

40年前から独自のまちづくりを推進し、今や年間120万人が訪れ、まちづくりのお手本として全国から注目をされるまでに成長した小布施町。最後に、大島議長さんが、「観光のまちにはしたくない。交流の場にしたいと思っている。」と言っておられたことが印象的でありました。

今回、視察しました二つの町村は、いずれも人口減少対策や地域活性化に真正面から取り組んでいる自治体でありましたが、どこかのまちなまねをするのではなく、先人から受け継がれてきたものを大切に、住民と行政が一体となって創意工夫を凝らしながら時間をかけて築き上げられたものであり、感心させられることの多い充実した研修となりました。この視察を踏まえて、もう一度、我が町の基幹産業を見つめ直し、町の活性化及び地域振興に向けて努力してまいる所存であります。

以上、報告といたします。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

○議長（篠田英一君） 日程4から日程6の審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成27年第3回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

提出案件の提案理由をご説明申し上げる前に、一言ご挨拶を申し上げます。

ことは、高校野球が100年目を迎え、原爆投下、終戦から70年、日航機墜落事故から30年と節目の年となり、新聞やテレビでは、その歴史やそれぞれの出来事を振り返る企画のものがめじろ押しでした。また、平成の大合併のピークを迎えたのも10年前でした。合併したことによる、あるいは合併しなかったことによるメリット、デメリットは、それぞれの自治体によりさまざまです。しかし、どの自治体においても、地域のため、そこに生活している住民のため、何をすべきか、何ができるのかを模索し実行してきた10年ではなかったでしょうか。

当町は、子供たちの教育的効果を最優先に考えて、新設統合校による小中一貫教育を計画しています。10日には、皆様に対しまして、実施設計中であります統合校の進捗状況をご説明いたします。小中一貫校により、河内ならではの特色ある教育、河内に住んでよかった、これからも住み続けたいという地域に対する誇りを持ってもらえるような教育を目指したいと考えております。

その基本は、町民一人一人の「地域で創る学校」という認識があります。小中一貫教育を通して地域に対する誇りが醸成され、子供たちが、自分が生まれ育ち生活している地域の真の価値や可能性に気づくことで、夢や希望の持てる未来が必ずあるはずだと確信しています。

ことは、8月前半に東京都心で8日連続して猛暑日となり、統計を始めて以来の最長記録を更新したことから、暑い夏になるのかなと思っておりましたところ、後半は、一転

して10月並みの気温を記録した地域もあり、また、早くも秋雨前線が停滞するなど、不安定な天気が続いております。皆様方には、体調管理に十分留意され、引き続き河内町の発展のため、ご活躍をされますようお願い申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次ご説明申し上げます。

報告第1号 平成26年度河内町一般会計継続費精算報告について、ご説明申し上げます。

本件は、継続費に係る子ども・子育て支援事業計画策定及び地域防災計画策定事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成26年度河内町一般会計継続費の精算報告をするものであります。

報告第2号 平成26年度河内町健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

報告第3号 平成26年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告並びに報告第4号 平成26年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例、議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例、議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例及び議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例、以上4議案について、ご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が施行されることに伴い、関係条例等の整合性を図る必要性があることから、それぞれの条例について改正するものであります。

議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に8,969万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,506万6,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、地方交付税1億507万9,000円、県支出金1,592万3,000円、町債3,532万5,000円を増額し、繰入金7,298万3,000円を減額するものであります。

歳出予算の主なものにつきましては、総務費1,445万円、農林水産業費1,937万3,000円、土木費3,520万3,000円を増額するものであります。

第2表の地方債補正につきましては、臨時財政対策債の限度額を3,532万5,000円増額す

るものであります。

議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に976万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,923万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金29万7,000円、繰越金2,722万9,000円を増額し、国民健康保険税1,776万4,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費29万7,000円、諸支出金946万5,000円を増額するものであります。

議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に218万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,513万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金30万8,000円、支払基金交付金28万円、県支出金12万5,000円、繰入金13万8,000円、繰越金133万8,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費12万1,000円、保険給付費100万円、地域支援事業費9万9,000円、諸支出金96万9,000円を増額するものであります。

議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に523万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,555万2,000円とするものであります。

第1表の歳入につきましては、繰越金143万6,000円及び町債380万円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道建設費523万6,000円を増額するものであります。

第2表の地方債補正につきましては、公共下水道事業費の限度額を380万円増額するものであります。

認定第1号について、ご説明申し上げます。

本件は、平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算及び平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

認定第2号 平成26年度河内町水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成26年度河内町水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

以上、報告4件、議案8件及び認定2件について、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程4、報告第1号 平成26年度河内町一般会計継続費精算報告について、報告第2号 平成26年度河内町健全化判断比率の報告について、報告第3号 平成26年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について、報告第4号 平成26年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、以上4件の報告を求めます。

まず、報告第1号について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第1号 平成26年度河内町一般会計継続費精算報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

両事業とも、補助率10分の10の緊急雇用創出事業補助金を活用して、25、26年で行った事業であります。地域防災計画策定事業は、一般財源101万3,256円支出しておりますが、これは印刷製本費分であり、この事業補助金の対象外となるものでございます。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

次に、報告第2号について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第2号 平成26年度河内町健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものでございます。

26年度実質赤字比率、連結実質赤字比率がない場合は「－」の表示をし、早期健全化基準を括弧内に記載しております。単位はパーセントでございます。

実質赤字比率「－」(15%)、連結実質赤字比率「－」(20%)、実質公債費比率8.1%(25.0%)、将来負担比率33.9%(350.0%)。

次のページに監査委員の意見書を添付してございます。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦勞さまでした。

次に、報告第3号について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 報告第3号 平成26年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告について。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく資金不足比率について報告するものでございます。

下水道事業特別会計、資金不足比率「－」。

資金不足比率がない場合は「－」を記載しております。

資料といたしまして、次ページに監査委員の意見書を添付しております。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、報告第4号について、担当課長に説明を求めます。

椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） 報告第4号 平成26年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告するものです。

河内町水道事業会計における平成26年度決算に基づく資金不足比率は、比率がないため「－」を記載いたしました。括弧内は、経営健全化基準となっております。

次のページに監査委員の意見書を添付しております。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第1号から報告第4号までの質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号から報告第4号の報告が終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第1号から議案第8号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例のご説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行により、河内町個人情報保護条例（平成14年条例第3号）の全部を改正することに伴い、当該条例の改正内容との整合性を図る必要があることから、本条例の全部改正を行うものであります。

また、このたびの改正により、これまで開示請求者を「町内に住所を有する者」、「町内に事務所を有する個人及び法人その他団体」等と規定していましたが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の定めに基づき、開示請求者に制限を設けず「何人」に拡大するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例のご説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、河内町個人情報保護条例の全部を改正するものであります。

主な改正の内容につきましては、当町における個人情報保護制度として制定されている個人情報保護条例（平成14年条例第3号）に番号法の制定に伴い、保有することとなる「特定個人情報」について、その適正な取り扱いの確保、保有することとなる情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施する上で、必要な措置を講ずるため現行条例の全部改正を行うものであります。

特定個人情報とは、個人情報に含まれることとなる個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報であり、一般の個人情報の取り扱いよりも厳格な保護が必要とされるものです。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、河内町情報公開等審査会条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容につきましては、番号法の施行により改正されることとなる今議会に上程の河内町情報公開条例（平成14年条例第2号）及び河内町個人情報保護条例（平成14年条例第3号）の改正内容との整合性を図る必要があることから、本条例の一部改正を行う

ものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本件につきましては、番号法に関する法律の施行に伴い、河内町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

第1条では、本年10月5日から発行されます通知カードの再発行の手数を1枚につき500円とするものです。

第2条では、平成28年1月から交付される個人番号カードの再発行手数料を800円とするものです。

この条例の施行日は、平成28年1月1日からです。ただし、第1条の規定は、平成27年10月5日となります。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

議案第5号は、平成27年度河内町一般会計補正予算でありまして、6月補正後の予算額に8,969万5,000円を追加し、予算の総額を46億9,506万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、地方交付税のうち普通交付税は本算定による決定額に基づいた1億507万9,000円を増額、同様に町債も3,532万5,000円を増額計上してあります。県支出金の県補助金は、経営体育成支援事業に係るもので、歳出でも同額の1,439万円を計上しており、繰入金については、本補正予算の財源調整のため7,298万3,000円を減額計上するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の総務管理費、徴税費は、人事異動に伴う人件費1,261万2,000円の計上であり、民生費の社会福祉費は自立支援医療更生医療費444万2,000円の計上、農林水産業費の農業費は、水田農業構造改革対策事業250万円、経営体育成支援事業1,439万円の増額計上であります。土木費の土木管理費は、豊田新利根土地改良

区の道路復旧工事に係る町負担金382万5,000円の計上であり、道路橋りょう費は、町道維持補修工事費として2,500万円、町道舗装新設改良工事費として500万円をそれぞれ増額計上するもので、教育費の社会教育費は、コミュニティ助成事業を活用したかわち道徳落語作成に係る経費220万円の計上であります。

第2表の地方債につきましては、先ほどご説明いたしました普通交付税の本算定に伴うもので、臨時財政対策債を3,532万5,000円増額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ976万2,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ15億4,923万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、本年度分算定の見直しに伴いまして、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税1,776万4,000円を減額し、前年度からの10款繰越金、1項繰越金2,722万1,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、26年度分医療費負担金を国に返還するための10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金946万5,000円を増額するものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に218万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,513万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、国、県の支出金及び繰越金133万8,000円などであります。

歳出の主なものは、高額医療合算介護サービス費100万円及び前年度交付金確定による返還金96万9,000円などとなっております。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長(吉田茂久君) 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

当初予算に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ523万6,000円を増加し、歳入歳出合計それぞれ2億8,555万2,000円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、繰越金143万6,000円、下水道建設費の町債で380万円などです。

歳出といたしましては、公共下水道建設事業費の中の委託料、委託料といたしまして、設計委託料が48万6,000円、家屋調査委託料が75万円、工事請負費において、河内町単独工事で400万円の歳出となっております。

以上です。

○議長(篠田英一君) ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町情報公開条例の全部を改正する条例、議案第2号 河内町個人情報保護条例の全部を改正する条例、議案第3号 河内町情報公開等審査会条例の一部を改正する条例、議案第4号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第5号 平成27年度河内町一般会計補正予算(第4号)、議案第6号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第7号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第8号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の計8件については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、9月10日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(篠田英一君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(篠田英一君) 日程6、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

ここで、認定第1号について、概要説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長(藤井俊一君) 平成26年度河内町一般・特別会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

(1) 平成26年度河内町一般会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額42億2,652万3,000円に対し、収入済額43億5,521万9,000円(前年

度42億5,134万2,000円)、歳出総額は、予算現額42億2,652万3,000円に対し、支出済額39億256万5,000円(前年度39億1,383万7,000円)で、歳入歳出差引額は4億5,265万4,000円です。なお、翌年度へ繰り越すべき財源1億9,716万6,000円がありますので、実質収支額は2億5,548万8,000円となっております。

前年度比では、歳入総額に対し2.4%の増、歳出総額に対し0.3%の減でございます。

歳入の款別の内訳といたしましては、ごらんとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出の款別の内訳も、ごらんとおりとなっております。

以上が、一般会計の決算の概要であります。

(2)平成26年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額2億8,584万2,000円に対し、収入済額2億9,501万1,000円(前年度4億1,507万1,000円)、歳出総額は、予算現額2億8,584万2,000円に対し、支出済額2億6,466万1,000円(前年度3億8,535万5,000円)で歳入歳出差引額は3,035万円です。なお、翌年度へ繰り越すべき財源が1,391万9,000円、実質収支額は1,643万1,000円となっております。

前年度比では、歳入総額に対し28.9%の減、歳出総額に対し31.3%の減でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,531万4,000円、繰入金2億1,893万1,000円、繰越金2,971万5,000円、町債830万円で、歳入総額の99.1%を占めております。

歳出については、下水道事業費6,173万3,000円、公債費2億292万8,000円でございます。

以上が、下水道事業特別会計の決算の概要であります。

(3)平成26年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額14億2,291万7,000円に対し、収入済額14億5,693万8,000円(前年度14億6,751万9,000円)、歳出総額は、予算現額14億2,291万7,000円に対し、支出済額13億3,679万円(前年度13億7,567万4,000円)で、歳入歳出差引額1億2,014万8,000円であります。

前年度比では、歳入総額に対し0.7%の減、歳出総額に対し2.8%の減でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億6,615万9,000円、国庫支出金3億4,347万4,000円、療養給付費交付金5,186万8,000円、前期高齢者交付金2億3,664万4,000円、共同事業交付金1億7,729万7,000円、繰入金9,159万9,000円で、歳入総額の87%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費8億7,275万3,000円、後期高齢者支援金1億6,766万9,000円、介護納付金8,521万円、共同事業拠出金1億4,741万7,000円で歳出総額の95.2%を占めております。

以上が、国民健康保険特別会計の決算の概要であります。

(4) 平成26年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額 9 億 6,148 万 7,000 円に対し、収入済額 9 億 8,732 万 2,000 円（前年度 9 億 5,144 万 9,000 円）、歳出総額は、予算現額 9 億 6,148 万 7,000 円に対し、支出済額 9 億 3,536 万 3,000 円（前年度 8 億 9,744 万 5,000 円）、歳入歳出差引額 5,195 万 9,000 円であります。

前年度比では、歳入総額に対し 3.8% の増、歳出総額に対し 4.2% の増でございます。

歳入の主なものは、保険料 1 億 7,761 万 7,000 円、国庫支出金 2 億 2,147 万 4,000 円、支払基金交付金 2 億 4,967 万 9,000 円、県支出金 1 億 3,532 万 2,000 円、繰入金 1 億 4,912 万 5,000 円で、歳入総額の 94.5% を占めております。

歳出の主なものは、総務費 3,060 万 9,000 円、保険給付費 8 億 5,360 万 6,000 円、地域支援事業費 3,600 万 2,000 円で、歳出総額の 98.4% を占めております。

以上が、介護保険特別会計の決算の概要であります。

(5) 平成26年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額 663 万 7,000 円に対し、収入済額 625 万 2,000 円（前年度 629 万 8,000 円）、歳出総額は、予算現額 663 万 7,000 円に対し、支出済額 625 万円（前年度 621 万 7,000 円）で、歳入歳出差引額 2,000 円であります。

前年度比では、歳入総額に対し 0.7% の減、歳出総額に対し 0.5% の増でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料 135 万円、繰入金 482 万 1,000 円で、歳入総額の 98.7% を占めております。

歳出の主なものは、総務費 516 万円で、歳出総額の 82.6% を占めております。

以上が、介護サービス事業特別会計の決算の概要であります。

(6) 平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、予算現額 9,239 万 9,000 円に対し、収入済額 8,663 万 7,000 円（前年度 8,799 万 6,000 円）、歳出総額は、予算現額 9,239 万 9,000 円に対し、支出済額 8,616 万 8,000 円（前年度 8,765 万 4,000 円）で、歳入歳出差引額 46 万 9,000 円であります。

前年度比では、歳入総額に対し 1.5% の減、歳出総額に対し 1.7% の減であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 5,587 万円、繰入金 2,933 万 7,000 円、歳入総額の 98.3% を占めております。

歳出については、総務費 142 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 8,353 万 9,000 円で、歳出総額の 98.6% を占めております。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の概要であります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、認定第2号について、概要説明を求めます。

椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） 認定第2号 平成26年度河内町水道事業会計決算の概要を説明申し上げます。

収益的収入及び支出の決算につきましては、営業収益及び営業外収益の合計収入額2億4,233万2,499円に対しまして、営業費用及び営業外費用の支出合計額は2億4,208万3,652円であり、24万8,847円の剰余金が発生しました。

資本的収入及び支出の決算につきましては、56万円の収入に対しまして、支出は7,492万9,673円でした。収入が支出に対して不足する額7,436万9,673円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,805万1,618円、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額575万2,381円、過年度損益勘定留保資金3,891万5,680円、当該年度損益勘定留保資金1,164万9,994円で補填しました。

貸借対照表につきましては、固定資産、流動資産を合わせました資産の合計が16億6,103万7,700円で、負債の部、資本の部を合わせました負債資本の合計も同額となっております。

なお、地方公営企業会計基準の改正により、資本の部から資本金の借入資本金企業債3億458万5,634円を、剰余金の資本剰余金2億800万4,250円を、負債の部の企業債と繰延収益の長期前受金へと、それぞれ振替ました。

剰余金計算書につきましては、資本剰余金の部は、国庫補助金、他会計補助金、工事負担金及び受贈財産評価額を負債へ振替ました。利益剰余金の部は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び当該年度未処分利益剰余金の合計額が8,600万7,259円でした。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

決算の概要説明は終わりました。

次に、監査委員福智正之君に監査の報告を求めます。

福智正之君、登壇願います。

〔監査委員福智正之君登壇〕

○監査委員（福智正之君） それでは、監査結果を報告いたします。

初めに、認定第1号に係る平成26年度河内町各会計決算監査の報告をいたします。

平成26年度河内町各会計決算について、平成27年7月23日、24日の2日間、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

平成27年9月3日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

続きまして、認定第2号に係る平成26年度河内町水道事業会計の決算監査の報告をいた

します。

平成26年度河内町水道事業会計決算について、平成27年7月23日、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしましたところ、収支ともに正確であり、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当なものと認めます。

平成27年9月3日

河内町監査委員 岩 橋 宏 征
同 福 智 正 之

以上であります。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

監査の報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

これにより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時58分開議

○議長（篠田英一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

決算審査特別委員会の委員長に廣瀬 裕君、副委員長に牧山龍雄君。

以上でございます。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程表のとおりです。

十分なる審査の上、来る9月10日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程7、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であるといいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は、推薦するに適任であると決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 8、請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第 92 条第 1 項の規定により提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第 1 号は所管の教育厚生常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件の審査結果につきましては、最終日 9 月 10 日、本会議において常任委員長による報告をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は 9 月 10 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 00 分散会